

- 2 本校は自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という）を行い、その結果を教育活動等に反映させるとともに公表するものとする。
- 3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

第36条 本校は授業内容及び方法の改善を図るために教育課程編成委員会を設ける。

- 2 前項の委員会については別に定める。

第17章 学則の改正

(学則の改正)

第37条 この学則の改正は教授会の議を経たうえ、(公財)農民教育協会の理事会の承認を得ることを要する。

第18章 雑 則

(施行規則)

第38条 この学則施行に必要な細則は別にこれを定める。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。但し、(課程、学科、修業年限及び定員)第4条の実施は平成24年度からとし、(称号の授与)第24条の実施は平成22年度からとする。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から実施する。但し、(課程、学科、修業年限及び定員)第4条の実施は、平成26年度からとする。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、令和2年2月14日から実施し、同年1月6日から適用する

別表1 教科課程 (別紙)

別表2 納付金